

平成 26 年 4 月 1 5 日

東京電力株式会社

(写し)

東京電力福島第一原子力発電所の地下水バイパスの運用に関する要望書 に対する回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故（以下、「本件事故」）により、漁業関係者の皆様にご迷惑をおかけしておりますことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成 26 年 4 月 7 日に受領いたしました要望書につきまして、下記のとおり回答申し上げます。

記

1．地下水バイパス運用の目的を明示したうえで、地下水のモニタリング手法の適正性や、排水される地下水の安全性について、広く国民、世界各国に対して周知し、その徹底を図ること。

(回 答)

地下水バイパスは、汚染水対策の 3 つの基本方針の一つである「汚染源に水を近づけない」ための非常に重要な施策であり、実施することで、汚染水の増加が抑制できると考えています。

排水における運用目標は、法令に基づく告示濃度限度やWHO（世界保健機関）の飲料水水質ガイドラインに比べて十分低いものです。一時貯留タンクからの排水にあたっては、その都度、事前に水質分析を行い、運用目標未満であることを確認のうえ排水いたします。さらに、運用目標の遵守に万全を期すために、定期的に、揚水井での水質分析や一時貯留タンクにおける詳細な水質分析を行います。これらの分析結果については、すみやかに弊社ホームページに掲載するとともに、報道機関に公表いたします。また、各国大使館への説明、地下水バイパスの解説動画（英語版）の作成・公開など、海外の方々にご理解いただく活動を実施してまいります。

2．地下水バイパスの運用にあたっては、第三者の監視の下に、運用目標の厳重な遵守に万全を期すこと。

(回 答)

地下水バイパスの運用にあたっては、公的機関からの依頼を受けて分析した実績もある複数の第三者機関に、定期的に水質の詳細分析をお願いし、データの信頼性を担保いたします。

3. 海水・魚介類への影響について、海上における常時計測が可能となる機器の設置を含め、モニタリング体制を拡充・強化すること。

(回答)

福島第一原子力発電所の港湾外への放射性物質の拡散について監視を強化するため、昨年8月より港湾内および港湾外の沿岸海域における海水モニタリングを強化しております。

加えて、本年8月以降、港湾入口や放水口付近の計3箇所に、海水を連続的に測定する海水放射線モニタを順次設置していく予定です。

弊社といたしましては、国の「総合モニタリング計画」に基づき、引き続き海域のモニタリングにしっかり取り組むとともに、その結果をわかりやすく情報提供してまいります。

4. 万一、風評被害が生じた際は、賠償を含むあらゆる問題に対し責任をもって解決にあたること。

(回答)

今後とも、「汚染源を取り除く」、「汚染源に水を近づけない」、「汚染水を漏らさない」という3つの基本方針のもと、汚染水対策に全力で取り組んでまいります。

本件事故と相当因果関係にあるご損害が発生した場合には、これまでと同様に個別にご事情をお伺いし、関係各所と協議させていただきながら、適切に賠償させていただきます。

以上